九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

日本銀行兌換銀券の発展 : 銀行券の非ほんらい化

岡橋、保

https://doi.org/10.15017/4403404

出版情報:經濟學研究. 32 (4), pp. 1-28, 1966-10-25. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

日 本銀行兌換銀券の 発 展

銀 行券の 非 ほ んらい化ー

岡

橋

保

ま え お

ŧ

四 \equiv

軍事公債の発行 日本銀行の信用創造 公債保証発行銀券

内 ま

え 容

お 目

き 次

たほんらいならざる銀行券、すなわち流通手段としての貨幣に代替流通するところの銀行券もまじって現われるように には、商業手形の割引によって発行されたほんらいの銀行券ばかりでなく、有価証券を担保とする貸付によって発行され 明治二十三年(一八九○)の兑換銀行券条例の改正によって、日本銀行の信用創造が拡充され、いまや、日本銀行券のなか

Н 本銀行兑換銀 券の発展

第三十二巻 第四号

Ħ

本銀

行

党換銀券の発展

えで、公債はもっとも重要な投資の対象となっていた。したがって、そのような公債を担保とし発行された銀行券は、 ことに発券業務の許されていなかった初期の日本銀行にとっては、その資本金や預金などの休息貨幣資本を運用するう の日清戦争で軍事公債が発行されたが、それまでの公債は、ともあれ、商業ベースにのった優良な投資対象であって、 替流通するほんらいの銀行券とはちがった運動法則にしたがうものが、次第にふえてきたのである。明治二十七一八年 なってきた。しかも、この有価証券のなかには長期の公債をふくむようになり、日本銀行券は支払手段としての貨幣に代

日本銀行は商業金融の中核体であって、 したがって その貸出の固定化をさけるため、 (第十二条)、国債投資も許可制となっている (第十六条)。 日本銀行条例によって 産業金融を禁じ

その他の有価証券を担保とする貸付にもとづいて発行された銀行券とおなじに、流通手段としての貨幣に代位流通する

ところの銀行券であったといってよいであろう。

ースにのらず、 を商業ベースにのった投資の対象とみることが、はたして妥当かどうかが問題となる。もちろん、軍事公債だから商業べ ところが、日清戦争において必要な資金を調達するために発行された軍事公債は、これまでの公債とおなじに、これ 建設公債だから 商業採算ベースにあうと、 単純にいうことはできない。 これを決定する規準は、いつ

はならないであろうし、また軍事公債であっても、社会の蓄積の範囲内であれば、資本市場でうけ入れられうるであろ れがその時点における社会の蓄積をうわまわるものであれば、商業ベースにはのらず、資本市場のうけ入れるところと に、その時々の経済状態、資本市場、国民の蓄積如何にある。産業開発の資金調達を目的としたものではあっても、そ るようになり、このような事態が恒常的なものとなってくると、公債は、もはや、魅力ある投資の対象とはいえなくな これら公募の軍事公債が、やがて、資本市場にとっては重圧となり、中央銀行の貸付の担保に供せられ

ろう。低金利政策とあいまって公債の強制割当がおこなわれるにいたっては、社会の再生産は縮小を強いられ、それら 強制割当公債を担保とする中央銀行の貸出は、それら公債の中央銀行の引受とおなじに、銀行券の過剰発行をもたらし、

インフレーションをひきおこすにいたるであろう。

うして、このような国債はもとより投資の対象とはなりえず、国債市場も、ついに、崩壊してこんにちにいたったこと えがおこり、結果的には、日本銀行が引き受けたとおなじことになり、インフレーションの昻進となったのである。その 債を日銀に肩がわりしてもらうか、あるいはそれを担保にして借り入れた資金でもって新規国債を買うという、買い替 銀に引き受けられた国債が、さらに、一般銀行に売却するには、売り出し条件をよくするために金利が引き下げられ、 券は日銀引受国債の一般銀行への売り出しによって回収されたが、赤字国債の発行がたびかさなり、そのたびごとに日 預金が創設され、それが予金貨幣あるいは銀行券の形をとって、貨幣流通を膨脹させていった。そうして、一部の銀行 ら市中銀行その他民間に売り出された。だから、これら赤字国債や軍事国債の日本銀行引受によって、まず、政府当座 財政支出、ことに戦争準備のために支出され、流通界に出まわったうえでこれを吸いあげる目的をもって、日本銀行か をやめて、すべて日本銀行に直接引き受けられることになった。それにもとづいて創造された政府資金が、いろいろな ついには強制割当とならざるをえない。けれども、民間の受け入れ能力に限度があるから、結局、さきに買い入れた国 昭和七年(一九三二)いらいわが国の国債は、これまでの国債引受シンヂケート銀行団をつうじて公募されていた方法

(2) 拙稿『貨幣論』〔増補新版〕三〇一頁以下参照。

は、周知のとおりである。

3 から取引所に上場されることになった。 昭和四十年度の赤字国債の発行、昭和四十一年度の建設国債の発行にともない、これら公募国債もいよいよその年の十月一日

日本銀行兑換銀券の発

第三十二巻

れていなかったので、渡辺教授は、日清戦争の当時もし兑換が停止されていたならば、当然、インフレーションがおこ える。ただ当時の銀行券は銀貨に兑換のできるものであったのにたいして、昭和七年のばあいには、もはや兑換が許さ 通界に氾濫して、ついに、インフレーションをひきおこしたのである。そうすると、日清戦争のばあいにおける日本銀 ておられるようである。 上げた銀行券の増発をその原因とするものであり、それはおなじくインフレーションであったといってもよいようにみ 行の政府貸上金が当時の国民の蓄積にとって過大であったとすれば、そこにおこった物価の騰貴は、日銀が政府に貸し のであったことから、日本銀行の引き受けるところとなり、そうしてそのうえに創造発行された預金貨幣や銀行券が流 ることには、かわりがない。昭和七年いらい発行の赤字国債が、その当時の国債市場にとって、急速に、消化しきれないも あるかのちがいが、あるだけのようにみえる。いずれも、戦争あるいは戦争準備のための経費として支出されたものであ こには、軍事費として支出された銀行券が、日本銀行の貸し出されたものであったか、あるいは引受国債の代わり金で っていたであろうといわれ、吉野博士も、兑換の有無にこだわらず、当時の物価の騰貴をインフレーションと同一視し ところが、日清戦争の経費はまず日本銀行の政府貸上金でまかなわれ、軍事公債はあとで公募された。したがって、こ

インフレーションをひきおこすような内容の銀行券があったか、どうかについて考察するものである。 本篇は、日本銀行券の非ほんらい化を公債保証発行銀券のなかにさぐり、日清戦争当時の政府貸上金が、はたして、

一公債保証発行銀券

公債は、 日本銀行の創立いらいその重要なる投資対象であった。第一表によれば、 明治十五年から明治二十二年(一

-	Ļ	界▲衣」	友」 総収八金金と利定内訳		(単位十円)		
	総収入益金	諸利足 (A)	割引料 (B)	公債利足 (C)	A %	В %	C %
15 (1882) 16 (1883) 17 (1884) 18 (1885) 19 (1886) 10 (1887) 21 (1888) 22 (1889) 23 (1890) 24 (1891) 25 (1892) 26 (1893) 27 (1894) 28 (1895) 29 (1896) 30 (1897)	27 275 592 645 1,919 2,301 3,125 3,159 3,528 3,529 3,484 2,862 3,483 10,473 (5,598) 8,360 16,880 (7,732)	3 84 98 427 867 495 967 1, 108 1, 180 931 541 227 561 1, 602 3, 755 2, 931	20 138 74 100 212 289 372 753 829 571 582 1,081 1,262 2,149 3,064	23 170 285 210 602 825 1,839 1,275 963 925 1,075 1,087 1,061 1,247 1,778 2,222	11. 11 30. 5 16. 5 66. 2 45. 1 21. 5 30. 9 35. 0 33. 4 26. 3 15. 5 7. 9 1. 6 15. 2 44. 9	7. 2 23. 3 11. 4 5. 2 9. 2 9. 2 11. 7 21. 3 23. 4 16. 3 20. 3 31. 0 12. 0 25. 7 18. 1	85. 18 61. 8 48. 14 32. 5 31. 3 35. 8 58. 8 40. 3 27. 2 26. 2 30. 8 37. 9 30. 4 11. 9 21. 2 13. 1

備考 諸利足には手数料、替換打歩を含まず。 1

2 介債利足には介債売買益、介債償還益等を含む。 但国庫金取扱料と合計計上の分については全額省略

万円台をこしている。

しかし他の貸出利子や割引

- 3 明治28年および30年の総収入益金中の()内の数字は、地金銀 売買益および金銀較差益を示す。
- 4「日本銀行半季報告」(上)(『資料』第8巻)より、(「掲益勤定表」

のあるものはそれによる)

で上ってそれ以後は減退し、

明治二十四年(二八

うして、明治二十一年
(一八八八)の一八四万円ま ていて、公債投資の比重の高いことがわかる。 他の貸付利子や割引料をはるかにうわまわり、

い

総収益の半分ないしはほぼ三分の一をしめ

そ

八八二一九)までのあいだで、

明治十八年と十九年 公債の利子収入は、

一八八五一六)をのぞけば、

からのことである。

に目だちはじめたのは、

明治二十八年(一八九五)

要な投資の対象であって、その比重の低下が顕著

料も急増し、公債投資の比重はかえって低下して

る。このように、公債は、

日本銀行にとって重

明治三十年(一八九七)には二二二万円と、二〇〇

九一)の九三万円を最低にふたたび増加にむかい、

された銀行券は、どのように理解すべきであろう ところで、これらの公債証書を保証 として発行

Ŧ.

第四号

第四号

内容的にはおなじなのか、それともちがうのか、すなわちそれら両種の銀行券の運動を規制する法則は、おなじものと か。それは、戦争や恐慌対策のために発行された公債を日本銀行が引き受けて、これを保証として発行された銀行券と

みるべきか、それともちがっているのであろうか!

たような、たんなる発券制度上のちがいのなかにあるのではない。 は、そのように正貨と兑換の可能な銀行券であるか、あるいはそれが停止されているところの銀行券であるか、といっ る銀行券は、正貨との兑換の停止されていることが普通一般の現象であった。けれども、これら両種の銀行券のちがい れ、のちになって市中銀行などに売却されることがあっても、内容的には強制割り当てであって、もはや投資の対象と たいして、戦争や恐慌のばあいに発行された公債は、 一般に公募されるよりも、 むしろ 中央銀行によって引き受けら しての公債市場は存在の余地がなくなっていることがおおい。そうして、このような引受公債を保証 として 増発 され まず、初期の日本銀行がその投資の対象として手持ちしていた公債は、公債市場で一定の相場をもって売買されてお かつそのような長期公債を保証として発行された銀行券は、いつでも、正貨に兑換のできるものであった。これに

けである。問題は、日本銀行が市場から買い入れて所有するようになった七分利付金禄公債などを保証として発行され る既存の銀行券を排際して、それらを流通の外におしやってしまうであろう。ただ、兑換の停止されているようなばあ て、ほんらい代位流通すべき貨幣の存在しないところへわりこんではいって行くところの銀行券は、現実に流通してい 代位流通するために発行された銀行券は、つねに、そのようなものとして流通界にはいって行くであろう。これに反し いに、このおしこみ銀行券は、ついに、過剰となって価格標準が切り下げられ、流通過程に吸収されてしまうというだ 銀行券の本質は、もともと、兑換の有無によつてかわるものではない。流通手段、あるいは支払手段としての貨幣に おける、この規定のつぎのような解説からしてもあきらかである。 ある。かくして、日本銀行条例第十六条においても、「日本銀行ハ公債証書ヲ買入又ハ之ヲ売払フコトヲ得ヘシ但此場(1) 売買されていたところの流通証券であったことがあきらかである。昭和七年にはじまった公債の日銀引受が、ついに、 ということこれである。いま、それら金禄公債についてみるに、それらはあきらかに投資対象として公債市場において 合ニ於テハ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘキモノトス」と規定されている所以であろう。このことは、「日本銀行条例説明」に 二十三年三月までの日々相場の月平均)からみても、それらの公債が投資証券として日々取引されていたことがあきらかで いるところの東京株式取引所の「所謂建モノナル七歩利付金禄公債証書及整理公債証書」の相場 公債市場を崩壊にみちびいてこんにちにいたったことと対比して、松方正義がその『紙幣整理始末』の附録に収録して の存在しないにもかかわらず、流通界に 投入されたそのようなはめ込み 銀行券とは、 ちがったものであるかどうか、 た銀行券が、昭和七年(一九三二)いらいの日銀引受公債を保証として発行された銀行券のように、代位流通すべき貨幣 (明治十一年九月から同

「この説明によれば、日本銀行の公債の保有は日本銀行の資金の運用難を救済するために認められ」たものといってよ 之ガ売買ニ従事セシムルモノハ公債証書価格ノ昻低ハ大ニ一国ノ理財ニ関係スルモノニシテ テナリ」(傍点―岡橋)。 ンコトヲ要スルト雖モ レ聊カ利殖ヲ図ルニ非ザレバ 「本条ハ日本銀行ニテハ公債証書ヲ買入ル、件ヲ規定セリ 若シ時アツテ非常ノ緩慢ヲ来タシ 亦別法ノ求ム可キモノナカルベシ 之ヲ利用スルノ余地ナキコトアリ

然ルトキハ之ヲ以テ公債証書ヲ買入 盖シ銀行ノ資本ハ常ニ流動円活シテ一方ニ淹滞セズ 是レ本条ノ設ケアル所以ナリ 政府モ亦此ニ注意セザルヲ得ザルヲ以 而シテ時々大蔵卿ノ免許ヲ受ケテ

いであろう。 その後も屢々公債証書の買入を行なっているが、第一回以降しばらくの間は全くこの日本銀行条例説明の通り日本 「又事実第一回<半季報告>を見ると、 日本銀行は七分利付金禄公債証書百万七千円を季中に買入れてお

日本

銀行兑換

銀券

の発展

二巻 第四号 八

銀行の資金運用難もこれによってカバーする趣旨であった」と吉野博士も解説しておられる。というのは、日本銀行は 総収益中に公債利子の占める割合の大きかったことからも、容易に、うかがえるところである。 用を主要業務とするたんなる商業銀行にしかすぎなかったからである。このことは、すでに述べたように、日本銀行 中央銀行として創設されたのではあったが、そのはじめは、銀行券の発行を許されず、もっぱら、自己資本と預金の運

- 1 『紙幣整理始末』(『日本金融史資料』〔明治・大正編〕第一六巻)一三二一五頁参照。
- 2 料』第八巻)六八一九頁参照 「日本銀行条例説明」(伊藤博文編纂『秘書類纂』財政資料 上巻)参照。なお、吉野俊彦「『日本銀行半季報告』 解題」(『資
- (3) 吉野『日本銀行半季報告』解題 六九頁参照。

て、松方大蔵卿が太政官に上呈した建議にそえられていたつぎの「国立銀行紙幣消却方法説明」によってもあきらかで 債証書が当時の投資対象としていかに重要視されていたかは、明治十六年(一八八三)三月の国立銀行条例の改正につい さらに、国立銀行紙幣の消却資金の運用も、公債への投資によっておこなわれたことは、周知のとおりであって、公

ニ供スヘシ、右両種ノ公債証書若シ公債支消ノ抽籤ニ当ルモノアルトキハ其当籤ノ金額ハ之ヲ日本銀行ニ受取リ、転シテ之ヲ以テ公 其方法タルヤ日本銀行ニテ此準備金ヲ以テ公債証書ヲ購求シ其利子ヲ以テ年々紙幣消却ノ元資ニ充テ、而テ各国立銀行ハ更ニ利益金 シ。今……之ヲ為スハ只各国立銀行ノ準備金ヲ以テ日本銀行ニ負担セシメ、日本銀行ヲシテ銀行紙幣ノ消却ヲ負担セシムルニ在リ。 テ各銀行ヲシテ将来ニ処スルノ目途ヲ定メシメ、其年限ニ至リテハ悉ク私立銀行ノ制ニ循ヒ以テ其営業ヲ継続セシムルノ地ヲ為スヘ 分スル所アラスンハ譬へハ猶水ノ益々深キカ如ク空ク一日ヲ過セハ則チ一日ノ悔アリ、是レ宜ク今ニ及ンテ夙ニ紙幣逓減ノ標準ヲ立 ノ内ヨリ紙幣下付高ニ対シ年二分五厘ニ当ル金額ヲ引去リ、之ヲ日本銀行ニ預ケテ公債証書ヲ買入レ其利子ヲ以テ又紙幣消却ノ元資 『国立銀行ノ処分タル前文ニ論述スル如ク営業年限内ニ於テ利益金ヲ以テ之ヲ断截スルハ固ヨリ過酷ナリ、去迚因循荀旦今ニ及テ処

賃証書ヲ購求シ是又紙幣消却ノ元資ニ差加へ、此ノ如クニシテ十五年ノ後ニ至リ尚ホ其消却残高ハ右公債証書ヲ売却シテ以テ悉ク之 ヲ消尽スヘシ、……

銀行ノ社券〔興業銀行ヨリ発行スル債券〕ヲ発行スルノ機未タ至ラサレハナリ。今本議ノ消却方ニ依ルトキハ先ツ初年ニ準備金ヲ以 利ハ現財ノ機関整頓スルニ従ヒ漸次低下スへキ傾向アルニ於テヲヤ、……」。 今後十五年ヲ経過スレハ公債証書ノ民間ニ残存スルモノ僅々少額ニシテ其需要盖シ亦今日ノ比ニ非サルヤ必セリ、況ヤ民間 ス、一国農工ノ振起始メヲ計ルヘキナリ。人或ハ云ハン、巨額ノ公債証書ヲ日本銀行ニ収入シテ十五年ノ後ニ至リ之ヲ発売セントセ 費スヘキハ必然ノ勢ナリ、公債証書既ニ勢力ヲ復スレハ則チ縦令ヒ興業銀行ヲ起シ之カ社券ヲ発行スル公債ト社券ト並行ハレテ悖ラ 銀行―紙幣消却高ニ対シテ紙幣抵当ノ公債証書ハ時々之ヲ下付スヘキモノナルモ、民間ノ流通高ニ著ク減少ヲ生シ為メニ其価格ヲ昻 円ニ登り、之ヲ十五年ニ累算スレハ実価壱千余万円ニ登ルヘシ、今此公債証書ヲ日本銀行ニ管シテ厳然ト据置クモノトスレハ仮令各 テ公債証書ヲ買入レ実価七百九拾余万円……ノ公債ヲ日本銀行ニ収入シ、外ニ年二分五厘ノ預リ金ヲ以テ購求スルモノ毎年七拾余万 要具タ……り、然ルニ今日未タ之レヲ実施スル能ハサル所以ノモノハ他ナシ、公債証書ノ価格低落シテ其金力ヲ有セサルカ為メ興業 ……之消却法行ハレテ興業銀行始メテ起スヲ得ヘシ、抑々興業銀行ナルモノハ農工業ヲ培養スルノ財源ニシテ経済上缺ク可ラサル ノ金禄、起業ノ如キ〔旧公債ハ無利息ナルヲ以テ此ヲ省ク〕一ハ明治三十九年一ハ明治三十五年迄ニ悉皆之ヲ償却スヘキモノナレハ、 「明治三十年ニ当ル」ニ渉ルヘキモノハ終ニ旧公債、金祿、起業ノ三種ニ止り、其余ハ皆其以内ニ之カ償却スヘキモノナリ、 、俄然価格ヲ墜シテ為メニ経済上ノ紊乱ヲ醸スコトアラント、是レ然ラス、凡ソ現今発行ノ公債七種アリ其償却年限ノ十五ケ年以往

ここに、公債投資益金による銀行紙幣消却の方法が強調されている。

若干異同あり(『資料』 『明治貨政考要』〔下編〕(『明治前期財政経済史料集成』第一三巻)五四七一八頁参照。なお『紙幣整理始末』に引用のものと 第一六巻 五三—四頁参照)。

法律第八二号によって「日本勧業銀行」(明治三十年六月設立)として結実し、動産銀行としての「興業銀行」は、明治三十三年 (一九○○)三月法律第七○号によって、「日本與業銀行」(明治三十五年三月設立)に結実をみた(『日本勧業銀行史』、および ちなみに、ここにいわれているところの「興業銀行」とは不動産銀行のことであって、それは明治二十九年(一八九六)三月

第三十二巻 第四号

H

本銀

行兑換銀券

の発展

η,

|日本與業銀行五十年史』 参照

トを占めていることがわかる。 発行銀行券と、このC類保証発行銀行券を合算すると、じつに、銀行券の発行総額の八五パーセントから九九パーセン するところの銀行券ということができる。かくして、流通手段としての貨幣に代位流通する銀行券は、さきのA類保証 期の日本銀行が公債を保証として発行したところの銀行券は、いずれも、有価証券流通のために必要な貨幣に代位流通 行券ではなく、いわば流通界にとっては、まったく、余分なはめこみ銀行券というほかはなかろう。これに反して、初 ての貨幣に代位流通するところの銀行券とはいえなくなるであろう。それは、もはや、流通代位のために発行された銀 に、行なわれてくれば、それら公債および短期証券を保証とする銀行券は、もはや、ここにいうところの流通手段とし けるために、すでに引き受けているところのその持ち分を日本銀行に肩がわりしてもらうようなことなどが、ひんぱん くの拡大や、商業ベースをはずした低利での売りつけがおこなわれるようになったり、また資金運用部が新規に引き受 くまでも、商業ベースで自由に市場で取引されていたことが、見落されてはならない。こんにち、大蔵省証券やその他 短期の政府証券が、公関市物操作の対象として利用されてはいるが、赤字公債の発行とともに、それら諸証券の発行わ 低利の公債ではなかったばかりか、 また銀行業の商業性 (営利性) を無視した引き受けや、 買い取りの強制もない、 あ 以上のように、 日本銀行の所有していた公債は、満州事変いらい発行されたような、その当時の商業金利を無視した

- 研究所紀要』第一二号 昭和四十二年三月 一六〇頁参照)。 正貨および公債を除く その他の有価証券を保証として 発行される銀行券部分(拙稿「銀券保証発行制度の展開」『九州文化史
- (6) 拙稿「銀券保証発行制度の展開」一六五頁第五表参照。

ところが、明治二十七一八年(一八九四一五)の日清戦争のさいに発行された一億一、六八〇万円の軍事公債につ いて

満州事変いらい日本銀行の引き受けによって発行されたところの赤字公債と、その本質においてすこしも異なるところ は、それが公募されたものではあっても、事情はいささかちがうとみるべきであろうか。この点にかんして、吉野博士は、

がないとしておられる。すなわち、

上は何等相異する所はなかった。」 最初から引受け、これによって可能となる政府資金の民間への散布を待って、しかる後民間に引受公債を売却したという経路と本質 計って軍事公債を公募し、その公募によって吸収した資金を以て日本銀行の政府貸上金を返済するという過程を反覆している。従っ を賄うに足る財政収入に不足する場合、政府はまず日本銀行の政府貸上金により、これを賄い、市場に財政資金が散布された頃を見 列挙できるが、その中で特に重要なのは日本銀行の政府貸上金の活用ということに外ならない。すなわち戦費を中心とした財政支出 公募公債払込の形で政府に吸収し、更にこれを以て政府貸上金の返済に充当した過程は、満州事変の勃発以来日本銀行が発行公債を 実は既に政府貸上金の形態において中央銀行信用を政府に供給しているのである。換言すれば、政府貸上金により散布された資金を て軍事公債そのものは原則として公募の形態をとり、日本銀行の引受け分の発行総額中に占めるウェイトは僅少であるものの、その 両戦争当時においては何故公募できたかということは解明を要する問題である。この問題に対する解答としては、いろいろの項目を て発行されたのとは著しい対照をなしているが、資本の蓄積が進んだ満州事変以降においてすら公募できなかった公債が、日清日露 「日清戦争の場合も日露戦争の場合も巨額の軍事公債が公募されており、満州事変以降の赤字公債が主として日本銀行引受けによっ

変以降の国債発行方法に対する批判はこの方法に付ても同様に妥当するであろう」と、むすんでいる。 そうして、このような政府への貸し上げののちにとられた公債の公募という方法は、「最初から軍事公債を公募によっ て発行し、政府貸上金を一切行なわない場合に比べ、やはりインフレーションを進展せしめる基盤となり易く、満州事

- (7) 吉野俊彦「日本銀行半季報告の分析(第一回―第四十七回)」(『日本銀行半季報告』解題、『資料』第八巻)六六―七頁参照。 なお、吉野俊彦『日本銀行制度改革史』一七七頁参照
- (8) 吉野「日本銀行半季報告の分析」(『資料』第八巻)六七―八頁参照

日

本

行兑

銀券の

第三十二巻 第四号 一

それらのうちのいずれであるとみるべきか、ということである。もし前者のように、流通必要貨幣に代替流 界にとっては無用であるにもかかわらず、国家権力によってはめ込まれたいわゆる投入発行紙幣に類するものなのか、 必要としないにもかかわらず、 よる物価の名目的騰貴といったような問題は、もともと、おこりようもない。けれども、後者のように流通界にとって から、それによって価格標準が変更されるようなことはおこりえないし、したがって、価格標準の事実上の切り下げに めに発行されたところの銀行券(または預金貨幣)であるならば、それは一定の金量を代表して流通界にはいっていく 行券または預金貨幣が、もともと流通界にとって必要とする貨幣に代位流通するために出てきたものか、それとも流通 むしろ問題は、 であったか、公債を引き受けさせて間接的に借り上げる方法をとったか、といったようなちがいがあるからでもない。 券の本質がちがっているからとか、あるいはまた、政府の日本銀行からの借り上げが公債を媒介としない直接的なもの 貴とは、本質的に、区別されなければならないのではなかろうか。それは、もちろん、これら二つの時期における銀行 物価の騰貴と、金貨への兑換の道が断ち切られた銀行券の専一的流通下にあった昭和七年(一九三二)いらいの物価 ン発生の「基盤」と考えられているようであるが、銀貨にいつでも兑換のできる銀券の流通していた日清戦争いらい ただこのようなばあいにおいて、もし銀行券が正貨といつでも兑換のできるときには、銀行券は正貨にか 流通界にはいって、流通必要金量との代表関係から、そこで、はじめて、その代表金量が確定されなければならな 政府の日本銀行からの借り上げが、日本銀行の信用創造を利用しながらも、それによって創造された銀 日本銀行の軍事費の政府への貸し上げは、軍事公債の日本銀行引受とおなじように、インフレ 強権によって投入発行される銀行券は、既存の流通貨幣にわりこんでいくものであるか の騰

あるいは世界貨幣として海外に流出し、その身がわりとして商品が輸入されて、需給の均衡から物価

る銀行券とのあろだに、運動法則上の差別性をもたらす大切な契機であって、このことは、とくに、牢記されなければ 本質にとってなんら決定的な意味をもつものとはいえないのだけれども、はめこみ銀行券と流通必要貨幣に代替流通す いるかいないかが、その運動法則を決定するところのきわめて重要な条件となっている。それは、もとより、 に、還流性にとぼしく、その滞流の固定化しがちなかかるはめこみ銀行券にとっては、正貨への兑換の道がひらかれて の停頓ないしは反落があらわれよう。こうして、ここには、価格標準の変更の問題はおこらないであろう。 このよう

において考察し、日本銀行の政府貸し上げと当時の物価の推移との関係についてみることとしよう。 われわれは、いま、日清戦争当時の軍事公債の内容について結論を下すまえに、これを日本銀行の信用創造との関連

ならない点である。

Ξ 日本銀行 . の 信 用創 造

5 て、 也 ている(第二表参照)。 までのあいだに、日本銀行の信用創造額は月平均で七七六万円から 二億九、八六五万円へと 三八倍以上も大膨脹を示し 、シト以下に減少している。これにたいして、預金貨幣の比重は明治二十五年から一割以上となり、明治二十九年には 明治十八年(一八八五)五月、日本銀行が銀券の発行を開始してから金本位制度の再建された明治三十年(一八九七) 振出手形が二九パーセントと比較的多額となっていることは、銀行券発行の初年度であったことによるものであろ 、ト余のあいだを上下し、振出手形は十九年いらい急激に低下して一割にもみたず、ことに明治二十四年からは一パー 翌明治十九年からは銀行券の比率は増大して、最低明治三十年の七一パーセントから最高明治二十一年の九一パセ 明治十八年の信用創造 総額七七六万円のうち、銀行券の比率は 六二パーセントであるのにたいし

本 銀 行 兑 換 銀 券 の 発 展

Н

第三十二巻

	(31 4 32)	口件蚁	11 10 10 1	11 10	(-F	·IT 1 1)
	銀 行 券 発 行 高	振出手形	預金貨幣	銀行券 %	振出手形 %	預金貨幣 %
18 (1885) 19 (1886) 20 (1887) 21 (1888) 22 (1889) 23 (1890) 24 (1891) 25 (1892) 26 (1893) 27 (1894) 28 (1895) 29 (1896) 30 (1897)	4, 850 22, 581 46, 615 59, 646 72, 465 91, 020 109, 333 120, 789 137, 253 149, 238 165, 075 189, 325 212, 271	2, 248 1, 755 3, 002 4, 470 6, 862 4, 795 902 443 320 478 642 916 1, 095	664 3, 392 1, 394 1, 059 1, 262 6, 286 10, 043 17, 428 21, 326 21, 992 33, 541 59, 428 85, 284	62 82 91 91 90 89 91 87 86 87 83 76	29 6 6 7 8 5 1 0 0 1 0 0	9 12 3 2 2 6 8 13 14 12 17 24

銀行券は年初年末平均発行高 儘 考 1

生産額は九二パ

ーセント、

所得額九九パーセント、

物価は五〇パ

1

創造額はまた四・六倍と異常な膨脹を示している。そうしてその間に

明治三十年には九〇億一、五〇〇万円へと三・二倍に躍進し、

信用

- 振出手形は月平均預り高(政府振出手形を含む)
- 預金貨幣は当座預金月平均払戻高

6

『日本銀行年季報告』(上)(『資料』第8巻)より

り、日本銀行の営業取引高は明治二十一年の二七億九、一〇〇万円か 三年五月の拡大をへて、 条例の改正によって、銀行券の保証発行が許され、ついで明治二十 も大いに発達し、ことに明治二十一年(一八八八)八月の兑換銀行券 部分を占めるようになってきた(第三表参照)。 を除けば、 の下半季からは月平均一〇回以上となり、 大している(第二表参照)。そうして預金貨幣 二四パー 九回転) セント 以上となって、銀行券とともに預金貨幣は信用貨幣の二大 明治二十八年上半季からは二〇回転 明治三十年には二九パー 日本銀行の信用創造もいよいよ本格的とな の回 ż 明治二十九年の両半季 ントへとすこしずつ増 その間 転率も明治二十六年 (明治三十年下半季は わが国 [の経済

て通貨の膨脹率は四・六倍とけたはずれに大きく、他方、 九パー 実質的生産額と所得額の両者については、それぞれ九二お ントの上昇となっている(第四表参照)。 Ł ン + 大体、 その伸び率は平行しているが、それにたいし 物価

よび九

0 騰 第三十二巻 第四号 四

(単位千円)

展

		(1) 0 12	100.00	4 m 1 3 th C C	4 7 - 2 4 1 1 1			177 1 1 1 7 /
		振 出	手 形	当座葛	力定 貸	当	座預	金
		預り高	残 高	貸付高	残 高	払戾高	残 高	回転率
18 (1885)	6	20, 255	240	2,816	50	4,639	766	2.0
	7	6, 726	60	1,724	31	3,326	323	1.0
19 (1886)	89	10,530 10,531	361 130	1, 684 4, 218	164 282	34, 247 6, 458	2,043 115	4.8 1.0
20 (1887)	(10)	17,508	601	5, 626	741	5, 505	61	10.4
	(11)	18,521	6	13, 569	1, 254	11, 224	2, 122	1.7
21 (1888)	(12) (13)	14,923 38,713	130 3,052	18, 099 11, 374	$780 \\ 432$	17, 134 5, 572	215 1, 303	2.4 1.2
22 (1889)	(14) (15)	52,068 30,274	6,819 44	9,740 13,046		9, 778 5, 560	530 184	1.8 2.6
23 (1890)	(16)	53, 207	10,368	14,735	1, 144	19, 322	3, 201	1.9
	(17)	4, 338	3,544	10,946	2, 284	56, 112	2, 403	3.2
24 (1891)	18	6,896	367	20, 109	3,060	58,884	3,454	3. 4
	19	3,925	104	38, 857	3,509	61,637	2,805	3. 3
25 (1892)	20	2,891	187	33, 643	3,067	88, 255	5,807	3.4
	21	2,424	218	42, 736	4,063	120, 877	4,394	3.9
26 (1893)	22	2,357	64	34,312	6,300	142,087	3, 271	6.2
	23	1,484	25	43,119	2,550	113,830	1, 908	11.0
27 (1894)	24	2,635	175	44, 226	3, 631	120, 381	1,559	11.6
	25	3,097	263	69, 737	5, 964	143, 519	1,445	15.9
28 (1895)	26	3,068	32	66, 890	3,530	185, 231	1, 297	22.5
	27	4,637	322	80, 073	4,394	21 7, 259	1, 600	25.0
29 (1896)	28	7,464	1,052	94,834	6,057	276, 146	11,308	4.0
	29	3,528	13	153,419	6,734	436, 992	1,381	12.9
30 (1897)	30	11, 386	21	128, 250	2, 963	491, 169	6,066	21.8
	31	1, 752	576	249, 383	5, 412	532, 236	3,235	19.1

備 考 1 「日本銀行半季」(『資料』第8巻) より

- 振出手形には政府振出年額を含む
- 当座預金月回転率は $\left(払 戻高 imes rac{1}{6}
 ight) imes rac{1}{$ 期首期末残高の平均

らい らい的な銀行券が流通総額 形にかわってあらわれたほん 容にもしだいに変化があらわ 映されたのであろう。 日本銀行の営業取引総高に反 取引量の膨脹がいちじるしか ば、生産量の増大にもとづく おくなって、しだいに非ほん として発行された銀行券がお いろな手形や有価証券を保証 ことがまた三倍以上にのぼる とどまっていることからすれ 貴率は五○パーセント程度に ったものといってよく、この 銀行券も、 日本銀行の信用創造の内 の銀行券いがいに、いろ 私人の商業手 けれど

五

	営業取引 総 高	生産	所得	通貨	取引高	生産	所得	通貨	物価
21 (1888) 22 (1889) 23 (1890) 24 (1891) 25 (1892) 26 (1893) 27 (1894) 28 (1895) 29 (1896) 30 (1897)	2,791 2,767 1,213 1,944 1,888 1,811 2,393 3,013 5,320 9,015	146 155 143 174 203 207 215 255 264 280	970 1,030 1,260 1,290 1,275 1,380 1,591 1,725 1,702 1,933	65 81 102 120 139 159 172 199 250 299	100 99. 1 43. 5 69. 6 67. 6 64. 9 85. 7 108. 0 190. 6 323. 0	119.1 138.8 141.5 147.0 174.0 180.4	129.8 132.9 131.4 142.2 164.0 177.8 175.4	184.6 213.8 244.6 264.6 306.2 384.6	109. 3 101. 9 107. 5 111. 2 117. 8 126. 2 135. 5
供予 1 日积 『明公 90 左 明和99左知志弘 厅比教』 L 6 明公91左甘淮 / 按管									

- 備者 日銀・『明治 20 年―昭和32年卸売物価指数』より明治21年基準に換算
 - 2 山田雄三編著『日本国民所得推計』 資料附表の工場工業生産額を物 価指数にて修正 (実質生産額)
 - 3 山田雄三編著『日本国民所得推計』資料に掲載の山田教授推計国民 所得による。
 - 4 『日本銀行営業報告』解題 (『資料』第10巻) 22-23 頁より引用

費の

ため

の日本銀行借上金の返済には充当されないで、もっぱら、

公募された軍事公債からえられた資金は、それら戦

方において、

発行がし

じばしばくりかえされるようになっ

たば

か

りか、

さらにそ

まず、

日本銀行の政府貸上金の増加

から、

銀行券の制限外保証

れがかなり長期にわたってつづくことさえもあった。そうして他

5 通貨は第14表の日銀信用創造高の合計。

信用 のような影響をあたえたであろうか。 のである。 行するように、 備 このような日本銀行の信用 創造との :の強化充実につかわれ、そのうえ軍事公債の公募が円滑に進 あ 日本銀行は貸し出しについて配慮さえ加えている いだに、 前掲の吉野博士の 創造 が 当時 ことに、 'の経済界にたい い わ れるような特殊な 物価と日本銀行

してど

関係、

影響がみられるであろうか。

まず、

日清戦争当時の経済事

情について二、三の指標からみてみよう。

化はますます顕著になってきた。 によってまかなわれるようになってからは、 銀行券の非ほんら ほとんど大部分を占めるようになってきた。ことに、

八年の日清戦争における莫大な戦費が、

日

本銀行の

政

府貸上金

明治二十七

第三十二巻 第四号

六

五〇万円、第二六回(明治二十八年上半季)五〇〇万円、第二七回(同下半季)二、九〇〇万円それぞれ借り上げた。その 借入金をなし、および公債を募集することとした。それと同時に、日本銀行から第二五回(明治二十七年下半季)に二、一 まず、八月十四日に勅令を公布し、軍費支弁のため財政上緊急処分として、特別会計に属する資金を繰り替え使用し、 日清戦争は、明治二十七年(一八九四)八月一日わが国の清国にたいする宣戦の布告をもってはじまった。

合計額五、五五○万円のうち同季中に返済された金額は一、四○○万円であって、 差引 四、一五○万円が未払のまま残こ

シテ壱億参千万円余ニ過キサレハ其不足額ハ勢保証兑換券ノ発行ヲ以テ之ヲ貸上ケサルヘカラス即チ其貸上高ハ年末ニ 「営業報告」によると、「前年以来支出セラレタル軍費ハ既ニ壱億八千万円以上ニ及ヒ其内繰替金及軍事費才入ノ高ハ合 の軍事公債も九九〇万円(額面)に上り、その代価として七八五万円が払い出されている。明治二十八年(一八九五)の っている。そうしてその間、軍事公債八、○○○万円の募集があり、その払い込み額が六、三五○万円、日本銀行手持ち

1 般貸出は八分内外)であった(『資料』第一〇巻 二三二頁参照)。 (上)『資料』第一○巻 二三八頁および『日本銀行半季報告』(上)『資料』第八巻参照)。なお、政府貸上金の金利は年五分(一 ものとがある。ここでは、とくにことわりのないかぎり、もっぱら、この臨時貸上金についのみ述べる(『日本銀行営業報告』 政府貸上金には、兑換銀行券条例第二条第四項による貸上金二、二〇〇〇万円と、そのほかに「軍資供給ノ為臨時貸上」げた

於テ現ニ四千百五拾万円ヲ存スレハ此制限外ノ発行ハ主ニ軍事費支出ノ用ニ供シタルニ外ナラス」と述べられている。

○○万円を募集、さらに、 明治二十八年十月以降三十三年までに第三回分一、○○○万円を発行、 明治二十九年三月四日第四回 三一八頁、四〇九頁および四五九頁参照)。なお、日本銀行『日本金融年表』〔自明治元年—至昭和三五年〕参照 分三、五○○万円を募集および発行があった(『資料』第一○巻 一九二頁、一九九頁、二一○頁、二二九頁、二五○頁、二八八頁、 軍事公債は明治二十七年八月十七日に、まず、三、○○○万円の第一回募集があり、さらに、十一月二十二日に第二回分五、○ このほか**、**日本銀行手持軍事公債の年末現在高については、『日本銀行営業報告』(上)(『資料』 一○巻)および 「日本銀行半季

第四号

Н

行 兑 換 銀 券 の

展

報告」(上)(『資料』第八巻)の「財産目録」など参照

(2) 『日本銀行営業報告』(上)(『資料』第一○巻) 二二九頁参照。

みがあったにもかかわらず、 政府借上金がなお 四、一〇〇万円も未済のままになっているところからみると、軍事公債 ○八万余円にのぼっている。その間に、銀行券の発行高は三、一六七万円の膨脹となった。 発行、六月四日に還収したけれども、さらにおなじ月の十三日から年末にかけて多額の発行をなし、その最高額は五、五 の収入金が、そのまま、日銀借り入れ金の返済にあてられなかったことが知られる。したがって、日本銀行の政府貸し の年末現在高が四一九万余円に達し、明治二十八年一月十四日に一時還収をおわったが、五月末日にいたってふたたび 上げによって増発された銀行券は早速には収縮せず、明治二十七年十二月二十九日には保証制限超過高の発行あり、そ 前掲のように、明治二十七─八年中に八、○○○万円の軍事公債の公募がおこなわれ、六、三五○万円の払い込

- 3 吉野『日本銀行半季報告』解題(『資料』第八巻)六八頁、七三—四頁参照
- $\widehat{4}$ 『日本銀行営業報告』(上)(『資料』第一○巻)二○九頁、二四八頁および二八六頁参照

視しておられるのである。われわれは、これら日本銀行の信用創造や軍事公債の発行が当時の経済、ことに物価や為替 吉野博士はその一人であり、渡辺教授も軍事公債の発行とともに、日本銀行の貸し出しが物価に影響のあたえた点を重 相場にたいして、はたして、重大な影響をあたえたかいなかについて考察するために、つぎに、軍事公債の発行事情に このような事態に注目する論者は、日本銀行の信用創造が物価を刺戟し、その騰貴に寄与した点を強調する。前掲

ついて少し立ち入って見ておこう。

四 軍事公債の発行

三、五〇〇万円となっている。そのうちわけはつぎのとおりである。 五○○万円という巨額に上っている。そのうち公募(普通募集)は三回で発行額九、○○○万円、 臨時特別発行が二回で 日清戦争によって発行された軍事公債は、 明治二十七年から明治二十九年までのあいだに、 前後四回で総額一億二、

第一回 三、〇〇〇万円 第一回募集

第二回 五、〇〇〇万円 第二回募集

第三回 一、〇〇〇万円 臨時発行

四回 {一、五〇〇万円 臨時発行四回 {一、〇〇〇万円 第四回募集

九年三月末日マテニー億千九百余万円ニ止マレリ」(『明治財政史』第二巻(会計法規口)五五―六頁参照)。 八号ナリ……故ニ法律及勅令ニ依リ許サレタル公債募集額二億三千万円ノ内……実際政府ニ於テ募集シタル額面全額ハ明治二十 「臨時軍事費支弁ノ為メ発布シタル公債募集ノ法令ハ明治二十七年勅令第百四十四号 同年法律第二十五号 明治二十八年法律第

政史』第二巻 タリ」六頁)までに三、○○○万円募集されたにとどまったからである(五五頁)。第二回の 普 通 募 集は、明治二十七年十一月 入れが許されているから(二六―七頁)、公債募集限度額は合計二億五、〇〇〇万円であったが、第一回の普通募集にあっては、 なすことが許され(二二―三頁)、 さらに、 明治二十八年三月法律第八号により一億円(年利六分以下)の公債発行または借り 「事後承認ノ日」(「勅令第一四四号ハ憲法第七十条第二項ニ依リ二十七年十月臨時帝国議会へ提出セラレ何レモ事後ノ承認 ヲ 得 明治二十七年八月勅令第一四四号軍事公債条例による公債募集限度額は五、〇〇〇万円、利子年六分以下と定められ(『明治財 五―六頁)、おなじく十月法律第二五号により一億円を限度(年利六分以下)として公債募集もしくは 借入金を

日本銀行兑換銀券の発展

第六六号の整理公債条例第六条第二項によったものである(前掲書 第二巻 五九一六〇頁参照)。 月の第四回の公債発行における 臨時特別発行(第二回)二、五〇〇万円(全額国庫預金部引き受け)とともに、 明治十九年勅令 の生じたときに発行されるので、明治二十八年十月から同三十三年三月にわたって九九二万円弱(明治二十九年三月末現在四〇 五万円)発行交付となっている(前掲書 第八巻 五九二―四頁参照)。そうしてこの交付公債募集の方法は、 二十七八年ノ戦役ニ関スル一時賜金ノ代用トシテ発行」されたところの交付公債であるから、陸海軍両省において実際その必要 (大蔵省令第一九号)、第三回の公債発行は明治二十八年勅令一三七号による臨時特別発行の第一回目であって、 明治二十九年三

:一回および第二回の軍事公債募集の経過について、『明治財政史』はつぎのように伝えている。 九九九万余円(実収額八、七七〇万余円)となっている(前掲書 第八巻 五八八頁参照)。

はわずか一五七万余円であって、残額の大部分は日本銀行および国庫預金部によって引き受けられ、実際募集額は三回総額で八、

おなじく、明治二十九年三月の第四回公債発行のうち一、○○○万円の普通募集(第三回)分は、後述のように、応募申込み

第

リシカ募集ノ公告出ウルヤ各人民争テ募集ニ応シ各銀行亦頗ル周旋尽力セルヲ以テ非常ノ好結果ヲ得申込口数十一万九千十五応募額 我国ニ於テ一時ニ三千万円ノ公債ヲ募集シタルハ曽テ前例ナキコトナルヲ以テ世上或ハ募集ノ結果如何ヲ危ミタルモノナキニアラサ 高価格ハ額面百円ニ付百四十二円四十四銭価格以上平均百五十六銭一厘弱トシテ価格以上増金合計六万五千二百二十七円十五銭七厘 七千七百余万円ノ多キニ達シ募集額ヲ超過スルコト四千七百余万円ニ及ヘリ而シテ価格以上申込額千百六十二万七千余円ニシテ其最

ルヲ以テ事情ヲ勘酌シ利子ハ一箇年百分ノ五トシ最低価格ヲ額面百円ニ付九十五円ト定メタニ

面百円ニ付最低価格ヲ百円ト定メタリ第二回ハ第一回募集後僅ニ三箇月ヲ経過シタルニ過キス市場ノ金融漸ク逼迫ヲ告クルノ景況ア 「軍事公債ハ明治二十七年八月第一回三千万円同年十一月第二回五千万円ノ募集ヲ公告シタリ第一回ニ於テハ一箇年五分利付トシ額

アルヤ前回同様ノ熱心ヲ以テ募集ニ応シ申込口数十七万三千五十一応募額九千余万円ノ多キニ達シ募集額ニ超過スルコト四千余万円 ニ及ヘリ而シテ価格以上申込額二千二百十一万九千余円ニシテ其最高価格額面百円ニ付百二十円価格以上平均九十五円六十三銭二厘 第二回ハ募集額五千万円ニシテ第一回ヲ去ル僅ニ三箇月ナルヲ以テ募集ノ結果ヲ危ムモノ頗ル多カリシヤ勿論ナリ然ルニ募集ノ公告

ナシトセス」と述べられている。 テ応募ノ事蹟へ国家非常ノ事変ニ際シ忠勇義胆ニ富メル我国民カ蹶起以テ公ニ奉シタルノ状況ヲ窺フニ足ルヘキモノ尠 このように、第一回、第二回ともその応募額は募集額をはるかに上わまわり、「之ニ対スル応募申込シ金額及価格其他都

- (2) 『明治財政史』 第二巻 五六頁参照
- (3)『明治財政史』 第八巻 五六五頁参照

だしたようであった。『明治財政史』はこの間の事情をつぎのように述べている。 明治二十九年三月におこなわれた三回目の普通募集 (第四回募集) は応募額不足となり、ようやく公募にも限界がみえ

実地ニ適用セシハ之ヲ以テ嚆矢トス」。 第一回十一万九千十五口第二回ハ十七万三千五十一口ニシテ其応募申込高ノ平均一口六百四十七円又ハ五百弐拾壱円余ニ相当シ之ヲ 於ケル場合ト異ナリ平時ニ在リテハ応募ノ余資ナキ者モ奮テ応募ヲ為シタル等ノ状況ナリシカ故ニ応募申込ノ口数非常ニ多キヲ致シ 払込ミタル金額ヲ没収セラル、者アルニ至リ随テ募入決定高ニ少許ノ減額ヲ来シタリ整理公債条例発布以来其第八条第二項ノ規定ヲ 百拾参円七拾壱銭四厘ノ多キニ及ヘリ加之整理公債条例第八条第二項ノ規定ニ拠リ応募者ノ申込ヲ無効トシ之ニ対スル保証金及既ニ 者ノ数夥多ナリシヲ以テ実際之カ払込ニ臨ミテハ勢ヒ多少ノ延滞者ヲ生セサルヲ得ス為メニ払込延滞利子ノ収入ハ三回分合計七千参 従来各種公債ノ募集ヲ通シテ計算シタル平均応募申込高一口参千五円余ナルニ対比スレハ宵壊ノ差アルヲ見ルヘシ斯ノ如ク小額応募 ノ公憤日ニ其ノ度ヲ高メ献金恤兵其他ノ義挙四方ニ起リ敵愾ノ気欝勃抑ユヘカラサルノ秋ニ投セシヲ以テ疇昔他ノ公債ノ普通募集ニ 「第一回及第二回ノ募集タルヤ外ニハ戦正ニ酣ニシテ海陸ノ捷報荐ニ臻ルト雖モ猶ホ未タ全局ノ勝算ヲ必スヘカラス内ニハ国民一般

ヲ加ヘタルト干戈既ニ戢ク呂国士民ノ敵愾心漸ク冷却シ来リタルトニ由ルモノナリト謂ハサル可カラス」。 (6) 其比ヲ見サル所ノ不始末ヲ来セシハ盖シ戦捷ノ余勢トシテ我国ノ経済界頓ニ膨脹シ各種ノ事業勃興スルノ望アルニ従ヒ金融益々繁忙 『抑々前両回〔第一回および第二回―岡橋〕ノ募集カ古来稀有ノ好況ナリシニ反シ這回ノ〔第四回―岡橋〕 募集ニ於テ既往未タ曽テ

日本銀行兑換銀券の発

展

展

そうして、軍事公債の実際募集額は三回合計八、九九九万六、五〇〇円であった。

- 前掲注(1)参照
- 『明治財政史』第八巻 五八七頁参照
- 6 五八一頁参照

けである。そうして、国庫預金部はその現在金を運用して引き受けたものである。また、日本銀行はこの引 き 受 け に 保有分は六五万円に激減している。これからみても、公債の売買が相当活発におこなわれていたようにおもわれる。 三一パーセントに上昇している。けれども、翌三十年には公債保有額こそ八○○万円ほど増加しているが、軍事公債の たのにたいして、明治二十九年の公債保有額はこの軍事公債の引き受け分だけ純増となって、その総額にしめる比率も る。このため、明治二十八年の公債保有総額(額面額)二、七五〇万円中軍事公債のしめる割合は二七パーセントであっ 万円のうち、一般国民に買い取られた分は七一パーセントで、残り二九パーセントが日本銀行および国庫預金部引き受 国庫預金部の引き受けとなっている。いま、 第三回の交付公債額四〇五万円(総額一、〇〇〇万円)を除く一億一、五〇〇 円余にとどまった。このうち、一般公募額は八、一五七万円、日本銀行引受額三四三万円、その残額三、四〇〇万円余は たようであるが、公債発行予定額は二億三、○○○万円となり、明治二十九年三月までの実際発行数は一億一、九○○万 よって、軍事公債の保有額は一、○五五万余円となっており、前年(明治二十八年)にくらべて三一八万余円増加してい すでに述べたように、臨時軍事費予算 二億五、○○○万円はそのすべてが公債発行によってまかなわれる 予定であっ

- 銀行ニ命令シ其余ハ同行ニ於テ応募スルコトトナレリ」(『明治財政史』第二巻 明治二十九年三月の第四回普通募集軍事公債一、〇〇〇円のうち五〇〇万円は「償金ノ内ヲ以テ応募スルコトトナシ其旨日本 六二七頁参照)。
- 8 『日本銀行営業報告』(上)(『資料』第一〇巻)参照

Н

〔第5表〕 東京国債直取引平均相場

明治年月	五分 金祿公債	海軍公債	整理公債
26. 4 27. 2 3	円 103.852 107.883 107.500	円 104.891 108.490 108.517	円 105. 157 108. 791 108. 831

備考 『明治財政史』第8巻563頁より

〔第6表〕 東京国債直取引平均相場

明治年月	五分 金祿公債	海軍公債	整理公債
27. 8 9 11 12 29. 3	円 100.388 99.571 99.778 97.082 99.900	円 95. 908 99. 567 99. 148 96. 148 100. 000	円 100. 490 100. 217 102. 013 97. 380 100. 254

備考 『明治財政史』第8巻591頁より

〔第7表〕 東京・大阪・平均金利

抵当貸金額ノ区別	明治27年	東京	大 阪
100円以上 1,000円未満	8月中9月中	割 1.037 1.056	割 1.241 1.122
1,000円以上 10,000円未満	8月中9月中	1.003 1.003	1.132 1.059
10,000円以上	8月中9月中	0.926 0.934	1.132 1.090
	明治27年		
100円以上 1,000円未満	11 月 中 12 月 中	割 1.019 1.044	割 1.095 1.248
1,000円以上 10,000円未満	11 月 中 12 月 中	0.993 0.991	1.059 1.142
10,000円以上	11 月 中 12 月 中	0.914 0.938	0.986 1.140
	明治29年		
100円以上 1,000円未満	3月中	割 0.963	割 1.000
1,000円以上 10,000円未満	"	0.906	0.921
10,000円以上	"	0.856	0.872

備考 『明治財政史』第8巻589,590頁より

第三十二巻 第四号 二三

の告示は八月十七日で申し込み期限は九月十日から十三日までとなっていたが、 ま 明治二十七年八月から十一月にかけて二回おこなわれた軍事公債募集当時の金融事情についてみるに、 「当時東京市中ノ金融へ漸次繁忙 第 ン状 П

弐銭参厘ナリ又大阪市中モ引続繁忙ノ景況アリキ」と伝えられている。これより先さ、明治二十六年四月鉄道公債(タ)

日本銀行貸付利子ノ歩合ハ日歩弐銭弐厘当所割引日歩ハ弐銭壱厘他所割引日

の歩

況ヲ呈シ銀行集会所ノ日歩ハ弐銭八厘、

Н

第四号 二四

引日歩一銭九厘他所割引日歩二銭一厘とすべてに上昇していた。そうして、各種国債の相場も徐々に上昇しつつあった 程度であったものが、翌明治二十七年二月第二回募集の当時は、銀行集会所の日歩二銭三厘、日銀貸付六分七厘当所割 募集された当時、銀行集会所の日歩は二銭、日銀貸付利子年五分五厘、当所割引日歩一銭四厘、他所割引日歩一銭六厘

例のない巨額であったから非常に心配され、大蔵大臣は地方官につぎのような内訓を発している。 る折柄、これまでの公債発行額(鉄道公債は一○○一二○○万円)とはちがって、 一挙に、三、○○○万円というかって前

今回の軍事公債の発行当時は右のごとく金融益々繁忙にむかいつつあり、各種公債相場は反落を示してい

(第五表参照)。

段及内訓候也」。 (9) にか)候様致度各地方官ニ於テ宣戦ノ詔勅ノ上旨ヲ奉体セラレ此際管内ノ有志家奮テ募集ニ応シ良結果ヲ得候様十分ノ配意可有之此ニ応シ候様致度各地方官ニ於テ宣戦ノ詔勅ノ上旨ヲ奉体セラレ此際管内ノ有志家奮テ募集ニ応シ良結果ヲ得候様十分ノ配意可有之此 「日清ノ開戦ハ実ニ国家ノ一大事件タル今更言ヲ俟タス今般軍事公債条例発布相成候ニ就テハ国民挙テ報国ノ義気ヲ振興シ蹶起募集

省に招いてつぎのような諭示をしている。 また、関東同盟銀行幹事第一銀行頭取渋沢栄一、第十五銀行山本直成、第三銀行頭取安田善四郎代理長谷川千蔵を大蔵

然ルニ方今ノ軍事タル全ク昔日ト其趣ヲ異ニシ……全局勝敗ノ数往々軍費ノ充実セルト否ラサルトニ因ツテ分ル……今回政府カ勅令 ツテ存スルハ決シテ疑フ可ラス | 喋々スルヲ待タスト雖モ其結果ノ如何ハ将来我国ノ東洋ニ於ケル地位ニ関シ外交上貿易上ニ及ホス所ノ利害実ニ最大至重ナル者有 - 如々今般日清開戦ノ事タルヤ我帝国ハ実ニ万止ムヲ得サルニ起ツ我正邪曲直ノ在ル所ハ宣戦ノ詔勅炳焉タルコト日月ノ如シ今又数

今ヤ我国民一般ノ公憤ハ日ニ高度ヲ加ヘ献金恤兵其他各般ノ義挙四方ニ起リ一国人心ノ結合一致敵愾ノ気鬱然トシテ勃興……

第百四十四号ヲ以テ軍事公債五千万円募集ノ議ヲ決シタルモ亦此意ニ外ナラス

ヲ募集スルノ決心ヲ為シタルハ全ク忠君愛国ノ心ニ励ム所ノ国民ノ至誠ニ信頼シ旦今強テ高利低価ノ公債ヲ発行スルコトアラハ或ハ 此時ニ当リ軍事公債募集ノ挙アリ……本大臣カ敢テ高利ヲ以テ応募者ヲ促スルコトナク平常ノ利率ト売価トヲ以テ一時ニ巨額ノ国債

痛ク株式其他ノ市場ヲ攪乱スルコトアランヲ慮リタル微意ニ外ナラス

ニ在ルト野ニ在ルトヲ論セス吾人宜シク尽スヘキノ本分ナリトス コト能ハス苟モ将来我帝国……ヲ慮ル者ハ力ヲ軍事供給ノ一途ニ用ヒ在外陸海軍人ヲシテ内顧ノ憂ナカラシメンコトヲ期スルハ其朝 目下日清ノ戦争漸ク将ニ闌ナラントス海陸ノ捷報類リニ至ルト雖モ全局ノ大勝ヲ得此大問題ノ局ヲ結フハ前途尚甚タ近シト断言スル

各銀行ニ致シ各銀行ハ其取引アル資産家財産家トモ謀リ共同一致一大好結果ヲ奏シ今ヤ日清戦争ノ将ニ闌ナラントスルニ際シ全局 ニ注意セザルヘカラス何ソ況ヤ戦時国債募集多寡ノ如キハ国民愛国心ノ厚薄ヲ測定スルノ標準タルニ於テヲヤ……各位カ此意ヲ同盟 意トセラル、ヲ信シテ疑ハスト雖モ今ヤ宇内列国ノ眼光ハ皆一斉ニ我帝国ニ向ツテ注射セラル此時ニ当リテハ一挙一動ノ微ト雖モ大 本大臣ハ忠勇義胆ニ富メル我国民ノ必スヤ蹶起シテ募集ニ応シ日ナラスシテ応募額ノ大ニ其総額ニ超過スルニ至ラシムルヲ以テ其本

たのは「国民一致敵愾心ノ旺盛ナル 個々営利ノ私情ヲ棄テ 忠君愛国ノ意気投合セシニ 由ルモノト 謂」ってよいであろ(ユ゚) 当時、金融繁忙に向いつつあり、五分利付公債の相場は額面をわったにもかかわらず、前述のように募集がうまくいっ

勝算ヲ一著機先ニ占領セラレンコトヲ望ム」。

9 『明治財政史』第八巻 五六七一八頁参照

五六八一九頁参照

5_°

- 前掲書
- 五七〇頁参照

明治二十七年十一月の第二回募集は年末をひかえて金融ますます繁忙を加えようとしているときであり、 かつ、五、

は前回とおなじ五分にとどめた。そうして、小額応募者にも応募できるように、整理公債条例第七条但書の規定を適用(12) ○○○万円という前回をうわまわる巨額な募集であるところから、その最低価格を額面一○○円につき九五円とし利率 して一ト口二○○円以下の申込者にたいし無減少の取扱がされた。しかし、わずか三ヵ月も過ぎないうちにより以上の

В 本 銀 行 兑 換 銀 券 の 発

展

勢アリタルニ拘ラス尚ホ斯ノ如キ盛況ヲ呈シタルハ畢竟政府ノ財政上ニ於ケル信用深厚ナルト経済社会ノ実力富裕ナル 円、価格申込額のうちで二○○円以下申込の分七九二万余円を募入し、残額一、九九六万円を その他申込者に按分のう え募入とし、合計五、○○○万円の募入高を確定した。この好結果にたいして、『明治財政史』は、つぎのように結んで 家に論示されるところがあった。 募集の結果は巨額の申し込み超過となり、応募額のうち価格以上申込額 二、二一二万 巨額の募集は不安なきをえなかったから、第一回とおなじように、内務大臣および大蔵大臣から地方官に内訓し、 いる。すなわち、「当時恰モ年末ニ際シタルヲ以テ金融上一層ノ逼迫ヲ来シ五分利付国債証券ノ取引相場益々下落ノ趨 - ニ基クト雖モ又国民忠君愛国ノ至情ノ溢出スルニ非ルヨリハ何ンソ能ク此ニ至ランヤ」と。

- 12 同一ナラシムルノ便ナルニ如カサルヲ察シ遂ニ此低価格ヲ採用シタルモノナリ」(『明治財政史』第八巻 盖シ時機ニ適応スルノ措置ナルヘシト雖モ目下我国ノ公債ハ大概五分利付ヲ以テ通例トナスヲ以テ政府ハ将来ニ於ケル国債整理 二係り金融日々切迫ナラントスルノ際尚又五千万円ノ公債ヲ募集スル事ナルカ故ニ法律ノ許ス限リ之カ利率ヲ増シテ募集スルハ シアルヲ以テ前回ノ利率ニ比シテ尚ホ一分ノ増加ヲ為シ得ヘキ余地ヲ存セリ而シテ当時第一回軍事公債参千万円ノ応募金払込中 ノ点ヨリ之ヲ断シ今更ニ六分利付ノ公債ヲ起スハ却テ得策ニアラス寧ロ募集ノ価格ヲ降ストモ公債ノ全般ニ通シテ利子ノ歩合ヲ 第二回軍事公債の「最低価格ヲ九拾五円ト定メタルハ元来明治二十七年法律第二十五号ニ其利率ヲ一箇年百分ノ六以下ト規定 五七四頁参照)。
- 13 ラレ為メニ此輩ヲシテ其希望ヲ空フセシムルノ虞アルヲ以テナリ」(『明治財政史』第八巻 無少法ヲ用ヰサランカ或ハ応募額ノ距離ニ達シタル場合高価募入シ結果小資産家カ報国ノ赤誠ヨリ出テタル応募額 リテ小民ヲシテ国債ハ鞏固ナル放資ノ具タルコトヲ覚知セシメ益々其貯蓄心ヲ養成助長スルノ媒介トモ為ルヘク其他若シ此小額 弐百円以下ノ申込者ニ対シテハ無減少ノ取扱ヲ為サシメタリ是レ他ナシ民間ノ小資産家ヲシテ其匣裡ニ蔵スル小額ノ貯金ヲ活用 シテ之ヲ公債ニ変セシムルハ常ニ金融市場ニ運転シツツアル流動資本ヲ引上クルト異ナリテ金融ヲ障碍スルノ虞少ナク又是ニ由 「這回ノ募集ニハ小額無減少ノ方針ヲ執リタルヲ 以テ予メ 日本銀行ニ指示シ整理公債条例第七条但書ノ規定ヲ適用シテ一トロ 五七四—五頁参照)。
- (14) 『明治財政史』第八巻 五七六頁参照

低一〇〇円、利率年五分として募集したが、その申し込み期限の三月二十一日までにわずか一、五七八、〇五〇円にすぎ しかし、明治二十九年三月の第四回発行(第三回募集)一、〇〇〇万円は、 第一回同様発行価格額面一〇〇円につき最

ず、応募価格も最高一〇三円にとどまった。三月二十四日大蔵省において主計局長よりつぎのような伺いが提出された。 ルモノ八百五拾万円内外ナリ 「此度軍事公債壱千万円募集ノ発令相成候処市場金融上妙ナラスシテ実際応募申込ミハ僅カニ百五拾万円内外ニシテ其募集額ニ及サ

達シ案左ニ相伺候也」。 就テハ右百五拾万円ヲ以テ打切リ残八百五拾万円ハ更ニ市場ニ向テ募集センカ目下市場ノ景況迚モ応募者ノ見込無之又僅ニ壱千万円 ニ候而シテ其残五百万円ハ償金特別会計法第二条ニ依リ同部へ買入置他日時機ヲ見テ之ヲ市場ニ売却候方可然ト存候依テ日本銀行へ 、募集ニ如此再度モ募集ノ手数ヲナスハ甚タ不体裁ニモ可有之依テ日本銀行へ相談セシニ同行ニ於テ参百五拾万円ノ応募可能トノ事

て、この特別会計部が買い入れるようになった。なお、日本銀行の引き受け額は三、四二一、九五〇円、公募額はしたが そこで、 大蔵大臣から日本銀行に 指令のうえ、 五〇〇万円は、 明治二十九年法律第六号償金特別会計法第二条によっ

(15) 『明治財政史』第八巻 五八〇—一頁参照。

って申し込みの一、五七八、〇五〇円が募入なったのである。 (g)

(16) 前掲書 五八一頁参照。

このように、無減少の方法とか、国庫預金部や日本銀行の引き受け、さらに、一般貸し出しの緩和ななどにたよらな なお、軍事公債の国庫預金部引受については『明治財政史』第二巻 会計法規口 六二七頁参照。

に貸し上げられたことが、むしろ、重要視さるべきか。これら信用の膨脹や公債の発行によって、当時の物価や為替相 るとみるべきであろうか。しかし、軍事公債の発行よりも、これに先きだってすでに日本銀行から巨額の軍事費が政府 ければならなかったということは、公債の発行に限界がきたことを意味するのか、あるいはその限界をすでにこえてい

第三十二巻 第四号

Ή

本銀行兑换

銀券の発展

六

一一九六七・五・五-